

令和 2 年 6 月 18 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16H03538

研究課題名(和文) イスラーム圏における法現象の分析枠組構築に関する学際的研究

研究課題名(英文) Between Law, Religion and Morality: Alternative Reproductive Technology in Muslim Majority Countries

研究代表者

桑原 尚子 (KUWAHARA, NAOKO)

早稲田大学・法学大学院・その他(招聘研究員)

研究者番号：10611361

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 13,990,000円

研究成果の概要(和文)：生殖医療は世界で急速に発展しそのグローバル化が進んでいるが、イスラーム圏では、科学技術の進歩及び宗教倫理と調和した実効性ある規律設計だけでなく、「正しい」イスラーム法解釈も模索されている。イスラーム圏における「法」の基本構造と実践は西欧近代法とは異質であり、これらを理解するためには、法学だけでなく、倫理学、政治学、イスラーム学及び地域研究といった学際的視点を取り入れ、イスラーム圏における法過程の特質を比較法的、経験的かつ学際的に明らかにする必要があることを前提に、本研究では、生殖医療を分析素材として、イスラーム圏における法現象を理解するための分析枠組の構築を試みた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

西洋法からすると最も理解し難い法現象が、イスラーム圏における「法規範」の多元性ないし多元的正義ではないであろうか。かかる多元性は、主として、イスラーム法学者が発する「ファトワー」によって形成されている。生殖補助医療を題材としてイスラーム圏における法規範の多元性を対象とした本研究は、イスラーム圏における法現象を理解する上での一助になるものと思化する。

研究成果の概要(英文)：Assisted Reproductive Technology (ART) has been globalized. In Muslim majority countries, ART has been rapidly developing and globalizing around the world. The "legitimate" interpretation of Islamic law and rule-making that is in harmony with the advanced technology, the religion and ethics. The basic structure and practice of "law" in the Muslim majority countries are distinct from modern Western law. For understanding it, it is necessary to have an interdisciplinary perspective, not only in law but also in ethics, political science, Islamic studies, and area studies, and to make a comparative legal, empirical, and interdisciplinary study of the characteristics of the legal process in the Muslim majority countries. This study uses Alternative Reproductive Technology as an analytical material to analyze legal phenomena in the Muslim majority countries and attempted to develop an analytical framework for understanding the phenomenon.

研究分野：比較法学

キーワード：イスラーム 中東地域 生殖補助医療 宗教、倫理と法 イスラーム法 ジェンダー 比較法

1. 研究開始当初の背景

(1) イスラーム圏における生殖医療に関連する国内・国外の研究動向及び位置づけ

伝統的にイスラームでは、子を持つことが奨励されるだけでなく親となることが規範化されてきた。不妊は男性性や女性性の欠陥とされ社会的スティグマを負う一方で、血統を重視するイスラーム法の下で養子は禁止され、チュニジアなど一部の国を除き、養子は不妊解決の選択肢とならない。こうした状況が生殖医療への高い需要を生んできたのであり、生殖医療の発展は、伝統的なイスラーム的価値観を強化しうる救世主的意味を持つ。

イスラーム圏の中核に位置する中東諸国の生殖医療に対する国家規制については、規制が厳しい西欧と対極にあり、規制の緩い米国に類するものの、規制の緩さから市場の論理に委ねられる米国と異なり、中東諸国では強力かつ効果的な宗教規範が存在し、それらが医療従事者と患者の双方を拘束していると評される(Inhorn 2011)。もっとも、これら人類学者を中心とした先行研究には学問的手法から生じる限界がある。すなわち、人々が生殖に関する特定の宗教規範に拘束される要因や過程についてイスラーム圏における特質が存するのか、存するとすれば何かといった考察は不十分である。

国家の規制が緩く宗教規範が実効性を有する点が強調されることから、イスラーム圏における生殖医療に関する先行研究の多くは、イスラーム法学者の議論や彼らの出すファトワー(イスラーム法学者が一般信徒の質問に対して提示する回答)を題材として、イスラームと生殖医療の関係に焦点をあててきた(e.g. Inhorn et al. eds. 2012; Clarke 2009)。これら先行研究からは、家族を構成する最も重要な要素としての血統及び婚姻関係にない男女の性交禁止というイスラーム法のルールが、イスラームにおける第三者生殖をめぐる争点となっていることが示されている。しかしながら、先行研究においては、生殖医療に対する実効性ある規律は宗教規範に基づくことを自明のものとして、生殖医療に対する他の規律の形態(例えば、法律、法律に基づく又は基つかない指針、専門家集団による指針など)については十分に考察されていない。また、有力な先行研究(Clarke 2009)の依拠するシーア派法学者のファトワーの原典確認は不十分であり、さらには、イスラーム法学書に照らしたファトワーの分析は十分でないことから、生殖医療に関するファトワーの再検討が必要である。

生殖に関する宗教規範はファトワーによって形成されているが、ファトワーには法的拘束力はなく、体系性も整合性も欠く。例えば、一般信徒が自らの望むファトワーを得るべくイスラーム法学者達へ求め回る「ファトワー・ショッピング」が行われている(嶺崎 2015)。他方で、ファトワーの権威には複数のレベルがあるとも指摘される(辻上 2011)。また、法律があっても、実効性という点において、ファトワーが優位することもある。とりわけシーア派では、生殖医療の現場において、医療従事者や患者が自らの信ずる、又は好みのファトワーに依拠して法律に抵触する施術を行ったとしても、「個々の法学者の見解が尊重され、それに従って行動することが許される点でも柔軟である」と評される(村上 2015)。もっとも、先行研究は多元的規範が存する個々の社会の現状を示すものの、イスラーム圏における法行動を説明する重要な要素の一つとしてファトワーを考察し、イスラーム圏における法過程の特質を示すには至っていない。

(2) イスラーム圏における多元的な「法」規範に関連する国内・国外の研究動向及び位置づけ

ファトワーについてほとんど論じていない。ファトワーを含む多元的な規範については、例えば Dupret(1999) が個別事例を検討し、現代イスラーム家族法研究の第一人者たる Welchman (2007) は千葉正二が「多元的法体制」で提示した「法前提」の概念を用いて中東におけるムスリムの家族に関する規範の特徴の把握を試みている。しかしながら、これら先行研究は、人々の規範意識が法使用行動とどのように関連しているかについて経験的に研究するものではない。

2. 研究の目的

本研究は、生殖医療を分析素材として、イスラーム圏における法現象を理解するための分析枠組を構築するものである。生殖医療は世界で急速に発展しそのグローバル化が進んでいるが、イスラーム圏では、科学技術の進歩及び宗教倫理と調和した実効性ある規律設計だけでなく、「正しい」イスラーム法解釈も模索されている。イスラーム圏における「法」の基本構造と実践は西欧近代法とは異質であり、これらを理解するためには、法学だけでなく、倫理学、政治学、イスラーム学及び地域研究といった学際的視点を取り入れ、イスラーム圏における法過程の特質を比較法的、経験的かつ学際的に明らかにする必要がある。さらに、本研究では研究成果を学会報告や論文発表を通じて、国内だけでなく国際的に発信することもその目的とする。

3. 研究の方法

次の研究課題に取り組んだ。

【研究課題1】生殖医療に関する規律の実態について、法的拘束性、正統性及び実効性の観点から考察する。

本研究課題については、主に、次のような論点を設定する。

【論点1】生殖医療に関する法制度設計又は規範形成においては、安全性及び倫理的正当性の確保が課題となっている。先行研究では、中東においては国家の規制が緩く、医療専門家でないイスラーム法学者の出すファトワーに基づく宗教規範が生殖医療を規律している、とされている。そこにおいて、生殖医療の安全性はどのように確保されているのだろうか。

【論点2】生殖医療に関する多元的な規範が存在する状況下において、当事者（医療従事者及び患者）のルール選択の要因は何か、ルール選択の正統性をどのように担保しているか、規範意識が法使用行動とどのように関連しているのか。

【研究課題2】イスラーム圏における生殖医療の論じられ方を解明する。

本研究課題については、主に、次のような論点を設定する。

【論点1】生殖医療に関するファトワーを分析し、その論拠、論理構成及び争点を明らかにする。

【論点2】人工生殖の法的構成（例えば、人工生殖を受ける親の権利や自己決定、個人的権利として構成されているか、ムスリム共同体を維持するための義務として構成されているか等）について明らかにする。また、倫理的正当性の基盤を宗教に置く点で共通する米国のキリスト教保守派の生殖に関する議論を比較の材料として検討する。

【研究課題3】イスラーム圏における生殖医療に関する倫理的正当性の論理的枠組を考察する。

欧米における生殖医療をめぐる生命倫理のアプローチの主流（公平性や平等な人権を基盤にする功利主義や義務論）とそれらへの批判から生じているアプローチ（生き方や親密圏での関係性を重視する徳倫理、ケアの倫理、現象学的倫理学）を手掛かりに、本課題に取り組む。

【研究課題4】生殖医療をめぐる政治的要因を解明する。

イスラーム圏における生殖医療に対する政府の施策、宗教界の態度、人々の態度・行動を理解するためには、政治的要因を視野に入れる必要がある。例えば、一部のシーア派のイスラーム法学者が第三者生殖を認めるのは、リベラルなイスラームを志向しているわけではなく、イスラームを近代的な社会生活に調和させる政治プロジェクトの一環として理解される（Clarke 2009）。

【研究課題5】【研究課題1】から【研究課題4】を総合して、イスラーム圏における法過程の特質を明らかにする。そして、イスラーム圏における法現象を理解するための分析枠組（以下、「イスラーム圏における法現象の分析枠組」と称す）を構築する。

【研究課題1】から【研究課題4】を総合して、イスラーム圏における法過程の特質を把握す

るための鍵概念を析出し、国家と社会と法の相互作用という構図の中に、これらを位置づける。比較法学及び法社会学を中心とした先行研究の議論状況を整理・批判的に検討して、イスラーム圏における法現象の分析枠組の仮説を立てる。その際に、国家と社会と法の相互関係という構図の中に、国家が定立する国家法、社会においてファトワーを通じて定立される「法」規範を位置づけることができるか、という点に留意する。【研究課題1】から【研究課題4】の結果を総合して同仮説を検証して、必要な修正をした上で、イスラーム圏における法現象の分析枠組を提示する。

4. 研究成果

イスラーム圏における生殖補助医療に関する規律の仕方の特徴は、国家法による規律密度が低く、代わりにイスラーム法学者が発するファトワー（法意見）に基づく宗教規範によるところにあることが確認された。ファトワーの遵守という「法行動」はもっぱら個人の「良心」によっており、そこに国家による強制に相当するような法的拘束力も統一性もない。かかる個人の「良心」は、イスラーム法にしたがっているという正統性、イスラーム共同体内の善き構成員として期待される振る舞い、個人の自由（欲望）の相互作用の中から選択されていることが明らかとなった。

イスラーム圏における生殖補助医療は、依然として、主として、医療専門家ではなく宗教学者によって論じられていることも確認された。そこにおける論点は、当該生殖補助医療が、イスラーム法で認められるか否かである。生殖補助医療のなかでも、第三者の配偶子（精子・卵子）・胚の利用および代理母は、イスラーム法では姦通となり禁止されているというのがスンニ派イスラーム法学者の通説である。他方で、シーア派の法学者の一部は、シーア派独自のムトア婚（一時婚）を論拠に第三者配偶子・胚の利用や代理母を合法と認めている。イスラーム圏のなかで、シーア派が多数派を占めるイランは、唯一、第三者配偶子・胚の利用を国家法で認めている国である。もっとも、スンナ派が一致して第三者生殖をイスラーム法に違反するとみなすのに対して、シーア派の見解は分かれており、例えばイラクにおけるシーア派の最高権威に位置付けられているシスターニ師は第三者生殖を禁止する見解を示している。

近年急速に発達している医療ツーリズムは、イスラーム圏においても増加傾向にある。イスラーム圏における生殖補助医療を目的とした医療ツーリズムの主な拠点は、ドバイおよびトルコであることが明らかとなった。ドバイおよびトルコがムスリムのカップルに好まれる理由としては、イスラーム圏であること、医療水準の高さ、規制、費用、距離的な近さなどが挙げられる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計12件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 青柳かおる	4. 巻 創刊号
2. 論文標題 一時婚（ムトア）に関するシーア派とスンナ派の論争 古典時代から現代まで	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 イスラム思想研究	6. 最初と最後の頁 3-23
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 青柳かおる	4. 巻 19
2. 論文標題 コーラン解釈における廃棄（ナスフ）の諸相 一時婚を中心に	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 比較宗教思想研究	6. 最初と最後の頁 19-38
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 大河内美紀	4. 巻 28
2. 論文標題 Our "Settled" Constitution	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 129-144
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 吉川孝	4. 巻 16
2. 論文標題 行為者と規範 現象学は現代倫理学のなかでいかなる独自性をもちうるのか?	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 フッサール研究	6. 最初と最後の頁 293-307
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 辻上奈美江	4. 巻 43巻2号
2. 論文標題 「生活の質向上プログラム」が示す「公共圏」拡大の兆しと社会的アクターとしての女性	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 中東協力センターニュース	6. 最初と最後の頁 14-22
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 辻上奈美江	4. 巻 534
2. 論文標題 ムハンマド皇太子の「改革」とジェンダー	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 中東研究	6. 最初と最後の頁 45-56
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 青柳かおる	4. 巻 17
2. 論文標題 イスラームにおける婚姻制度の諸相 スンナ派のミスヤール婚とウルフィー婚、シーア派の一時婚(ムトア婚)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 比較宗教思想研究	6. 最初と最後の頁 1,21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大河内美紀	4. 巻 88巻5号
2. 論文標題 ポピュリズムと「統治の正統性	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 16, 21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大河内美紀	4. 巻 88巻6号
2. 論文標題 Popular Originalismは可能か?	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 90, 95
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 辻上奈美江	4. 巻 41(1)
2. 論文標題 サウジアラビアの女性の消費と企業	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 中東協力センターニュース	6. 最初と最後の頁 23,32
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 辻上奈美江	4. 巻 41(12)
2. 論文標題 文化・娯楽・スポーツと女性：変革を迫られるサウジの社会・文化規範	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 中東協力センターニュース	6. 最初と最後の頁 13,21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉川孝	4. 巻 14
2. 論文標題 フッセルジャーナル第39巻『生活世界』を読む 確実性、根源的獲得、正常性をめぐって	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 フッセル研究	6. 最初と最後の頁 185,200
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計8件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 2件）

1. 発表者名 青柳かおる
2. 発表標題 イスラームの生命倫理の諸相 初期胚、生殖補助医療、終末期医療
3. 学会等名 宗教倫理学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Naoko Kuwahara
2. 発表標題 Islam and Constitutionalism
3. 学会等名 Law and Society Annual Conference (国際学会)
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 青柳かおる
2. 発表標題 イスラームにおける生殖補助医療 宗教史学研究の一例
3. 学会等名 Niigata Liberal Art Club 社会人向け教養講座
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 大河内美紀
2. 発表標題 アメリカにおける「立憲主義」の現在
3. 学会等名 憲法理論研究会春季研究総会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 大河内美紀
2. 発表標題 カウンターデモクラシー・民意・制度
3. 学会等名 日本公法学会第81回総会・第一部会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 辻上奈美江
2. 発表標題 A Strategy of Surviving Partriarchy: Women's Family Network
3. 学会等名 日本中東学会（国際学会）
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 吉川孝
2. 発表標題 レヴィナス 経験の変様の倫理学
3. 学会等名 レヴィナス研究会（招待講演）
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 吉川孝
2. 発表標題 現象学的倫理学に何ができるか？ 応用倫理学への挑戦
3. 学会等名 日本現象学会
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計7件

1. 著者名 佐藤やよひ	4. 発行年 2019年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 38
3. 書名 二宮正人先生古稀記念論文集	
1. 著者名 吉川孝、横地徳広、池田喬、信太光郎、瀧将之、渡名喜庸哲、山田圭一、佐藤香織	4. 発行年 2019年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 196
3. 書名 映画で考える生命環境倫理学	
1. 著者名 Tsujiigami, Namie	4. 発行年 2018年
2. 出版社 Palgrave	5. 総ページ数 258
3. 書名 Sahar Khamis and Amal Mili eds., Arab Women's Activism and Socio-Political Transformation	
1. 著者名 桑原尚子など	4. 発行年 2016年
2. 出版社 文真堂	5. 総ページ数 374
3. 書名 世界の法律情報 グローバル・リーガル・リサーチ	

1. 著者名 青柳かおるなど	4. 発行年 2017年
2. 出版社 リトン	5. 総ページ数 322
3. 書名 霊と交流する人びと 媒介者の宗教史(上巻)	

1. 著者名 憲法理論研究会	4. 発行年 2016年
2. 出版社 敬文堂	5. 総ページ数 344
3. 書名 対話的憲法理論の展開	

1. 著者名 Namie Tsujigamiなど	4. 発行年 2017年
2. 出版社 Gerlach	5. 総ページ数 146
3. 書名 Higher Education Investment in the Arab States of the Gulf	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	佐藤 やよひ (Sato Yayoi) (00235409)	関西大学・法学部・教授 (34416)	
研究分担者	大河内 美紀 (Okouch Minori) (20345838)	名古屋大学・法学研究科・教授 (13901)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	青柳 かおる (Aoyagi Kaoru) (20422496)	新潟大学・人文社会科学系・准教授 (13101)	
研究分担者	吉川 孝 (Yoshikawa Takashi) (20453219)	高知県立大学・文化学部・准教授 (26401)	
研究分担者	辻上 奈美江 (Tsujikami Naomi) (30584031)	上智大学・総合グローバル学部・教授 (32621)	
研究分担者	飯塚 正人 (Iizuka Masato) (90242073)	東京外国語大学・アジア・アフリカ言語文化研究所・教授 (12603)	